

## ⑫ 県税の特別措置を設けています

問 茨城県水戸県税事務所 法人事業税・個人事業税：TEL 029-221-4800  
 不動産取得税：TEL 029-221-4820

県では、企業立地等の促進を図るため、県内において事業用施設や事務所を新設、増設した企業や個人が利用できる「県税の特別措置」を設けています。

対象税目 法人事業税、個人事業税、不動産取得税、県が課税する固定資産税

### 【県税の特別措置の一例】

- ・対象事業（製造業、情報通信業、運輸業等）の用に供する事務所または事業所を、県内に新設または増設し、県内における従業者数が5人以上増加した法人  
 ⇒不動産取得税課税の免除
- ・県内において、本社機能を移転または拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた法人または個人事業者  
 ⇒事業税（法人、個人）の税率を、増加した従業者数の割合に応じて3年間軽減、不動産取得税を軽減  
 ※県税の特別措置を利用するにあたっては、各種の要件があり期限までに手続きが必要です。  
 詳しくは、県税事務所までお問い合わせください。

## ⑬ 法律と登記等に関する無料相談会を開催します

問・申 笠間市消費生活センター TEL 0296-77-1313

相談日(令和5年)	内容	
1月12日(木)・2月21日(火)	無料法律相談	元大学教授(法学部)：山口 康夫さん <small>やまぐち やすお</small>
1月13日(金)・2月1日(水)	登記等に関する相談	司法書士：西間木 雅子さん <small>にしまぎ まさこ</small>

相談時間 各日午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)

場所 笠間市消費生活センター(地域交流センターともべ  内：笠間市友部駅前1-10)

内容 ・相談は1件あたり1時間程度です。

- ・お受けできるのは相談のみで、案件を依頼することはできません。
- ・すでに弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。

対象 市内在住の方

定員 各日4名(要予約、先着順)

申込方法 事前に電話でお申し込みください。

## ⑭ 「介護マーク」をご活用ください

問 高齢福祉課(内線174) 笠間支所福祉課(内線72132) 岩間支所福祉課(内線73172)

認知症の方の介護は、周囲の方から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれることがあります。

そこで、介護する方が介護中であることを周囲の方に理解してもらうために、「介護マーク」を配布しています。

認知症の方や介護の必要な高齢者、障がいのある方などを介護する際、「介護マーク」を首にかけるなどしてご活用ください。

配布場所 本所高齢福祉課 笠間支所福祉課 岩間支所福祉課



家庭ごみは地域の集積所へ。  
 処理場への持ち込み削減にご協力ください。